

- TOP I X
- 11月・12月 税務カレンダー
- 軽減税率について
- 職員紹介

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号
TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371
Mail: nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp
HP: <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

近年、季節に秋がなくなった様な気候が続いていますが、今年はかなり秋を感じています。朝昼の気温の寒暖も栗もサンマも、特にキンモクセイの香りは個人的にすきで、どこか懐かしく、心地よさとなぜか哀愁に浸ってしまう次第です。

今年も早いもので、あと2ヶ月となりました。最近では1年間があっという間に過ぎていき、年末になると自分は今年何をなしたかと考えてしまいます。その結果は「来年は頑張る」に落ち着きますが(笑)

忙しくなる時こそ、心に空きがなくならないように気を付けたいと思います。

おあとがよろしいようで…

税務カレンダー

11月 霜月

- 12日 源泉税納付期限
- 30日 9月決算法人の確定申告期限
3月決算法人の中間申告
消費税・地方消費税の中間申告

12月 師走

- 12日 源泉税納付期限
- 平成31年1月4日
9月決算法人の確定申告期限
3月決算法人の中間申告
消費税・地方消費税の中間申告

軽減税率について

先月号では、軽減税率対象品目についてご説明しました。
今月号は、事業者が日々の業務でどのような対応が必要になるのかをご説明します。
軽減税率制度の実施時期は、平成31年10月1日からです。

仕入（経費）

- ・軽減税率対象の仕入（経費）があるか確認する
- ・請求書等に基づいて、仕入（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する

※軽減税率対象の売上がなくても、飲食料品を購入する場合は対応が必要です

売 上

- ・軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問い合わせ対応の準備をする
- ・軽減税率対象品目売上有る場合、「軽減税率対象である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して請求書等を交付する
- ・請求書（控）に基づいて、売上を税率ごとに分けて帳簿に記帳する

平成35年10月1日からは適格請求書等の交付・保存が必要になります。

中小企業・小規模事業者の方には、軽減税率制度（複数税率）対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。





税理士法人永田会計副代表

経営計画・補助金チーム
永田 聡

副代表、プロジェクト統括の永田と申します。得意分野は、管理会計、経営学、会社法になります。

ITやAIの発達により、ビジネス環境が大きく変化しています。周りを見ると皆一同にスマートフォンを持ち、インターネットを利用しています。最近、時代遅れという言葉あまり聞かない様な気がします。人は時代や環境に合わせなくてはならない、また強制されてしまっているのでしょうか。そんな時代、環境の変化の中、企業もそれに見合った形で変化していかなければ、やはり淘汰されていきます。私たち会計事務所も同様で、時代に合ったサービスを提供しなければなりません。

私が所属する経営企画・補助金・M&Aチームは、会社の未来を考え、サポートする部門になります。時代に合わせ、未来を考え、新しいものを創造するには、必ず経営計画が必要になってきます。私たちと一緒にビジネス環境に合った経営計画を作成し、会社の未来を創っていきましょう。



総務経理

永田 由紀子

所内では、総務経理の仕事をしています永田と申します。内勤がほとんどですので、お会いする機会はなかなかありませんが、宜しくお願い致します。

さて、永田会計のスローガンは去年が「挑戦」、本年は「挑戦から実績へ」ということで、私もプライベートですが登山に「挑戦」しました。普段はRPGゲーム好きで、専らインドア派の私ですので、まさに「挑戦」です。

先日、阿蘇五岳のひとつの根子岳に山登りデビューしました。急斜面が多いし、道も崖に沿っていて狭く、恐怖と闘いながらなんとか頂上にたどり着きました。

写真は疲れ果てた私です。(若干の)達成感と同時に「もう行かない!」と山登り引退を強く決意した背中です。下山後、筋肉痛が約1週間ほど続きました。そんなこんなで、先ずは体力づくりに「挑戦」することにしました。近所の公園でウォーキングから始めたいと思っています。